

平成22年度事業報告書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

特定非営利活動法人 MERI Japan

1. 事業実施の概略

特定非営利活動法人 MERI Japan は医療の質と安全の向上に寄与することを目的として医療技術教育・研修、医療技術研究の枠組みが実現するために政府、学会、世論への働きかけを実施した。具体的には本法人の定款第5条第1項第1号①及び⑥の事業として以下の事業を実施した。

- ① 一般市民を対象とした医療に関する啓蒙活動
- ② 医療に関する情報発信
- ③ 医学界に対する働きかけ
- ④ 構造改革特区提案に係る活動

また、定款第5条第1項第2号のその他の事業は実施しなかった。

2. 事業の実施に関する事項

1) 特定非営利活動に係る事業

今年度は特定非営利活動に係る事業のみを対象とし、次に挙げる基本活動を主体として実施した。なお、経費の発生する事業は実施しなかった。

* 基本活動（正会員の全員参加を前提とする活動）

- ① 一般市民を対象とした医療に関する啓蒙活動

以下の市民フォーラムを開催した。

- 主催市民フォーラム「安全・安心な最先端治療について考える ～日本における医療技術トレーニングの今日と明日～」

日時・場所：平成22年9月5日（日）・中電ホール（名古屋市）

参加人数：約230名

プログラム

第1部：基調講演 「私の分野での最先端医療技術」

講演1：「脳神経外科分野での最先端医療技術とその習得について」

講師：大畑建冶（大阪市立大学医学部脳神経外科 教授）

講演2：「歯科分野での最先端医療技術とその習得について」

講師：小野寺良修（小野寺歯科 院長）

講演3：「消化器外科分野での最先端医療技術とその習得について」

講師：宇山一朗（藤田保健衛生大学医学部上部消化管外科 教授）

講演4：「整形外科分野での最先端医療技術とその習得について」

講師：蜂谷裕道（NPO法人MERI Japan 理事長、はちや整形外科病院 院長）

講演5：「献体を用いた医療技術研修・研究が認められるためには？」

講師：北口雅章（弁護士、北口雅章法律事務所 所長）

第2部：パネルディスカッション 「安全・安心な最先端治療について考える」

パネリスト：大畑建冶（大阪市立大学医学部脳神経外科 教授）

小野寺良修（小野寺歯科 院長）

宇山一朗（藤田保健衛生大学医学部上部消化管外科 教授）

蜂谷裕道（NPO 法人 MERI Japan 理事長、はちや整形外科病院 院長）

北口雅章（弁護士、北口雅章法律事務所 所長）

コーディネーター：大塚 耕平（内閣府副大臣 参議院議員）

- ② 医療に関する情報発信
- A. 新聞社等マスコミに働きかけを行ない、紙上等でサージカルトレーニングの必要性、MERI Japan の活動等が紹介された。主な実績は以下の通り。
- 中日新聞（平成 22 年 9 月 3 日、LINKED 03）
- B. また、市民フォーラム参加者や一般の問い合わせ者を対象にニュースレターを配布した。僅かではあるが会員数増加、活動の周知につながった。
- C. 平成 22 年 9 月 1 日に MERI Japan のホームページを設立し、会員並びに一般の方々へ広く情報提供できるようにした。また、更新を随時実施している。
- ③ ワンコイン募金
- 平成 22 年 9 月 5 日の市民フォーラム開催に合わせメリジャパンの活動を推進していくためのワンコイン募金を始め、多くの方の賛同を得て平成 23 年 3 月 31 日現在 106,300 円の寄付を頂いている。
- ④ 学会への働きかけを下記の通り行った。
- 蜂谷裕道の学会での演題発表
- 宮城県整形外科勤務医会学術講演会(平成 22 年 7 月 31 日、宮城県)にて「cadaver training の有用性と日本での実施に向けての取り組み」について講演。
- ⑤ 構造改革特別区域に係る活動
- 平成 21 年 12 月～平成 22 年 3 月にかけて募集された特区提案臨時募集に日本整形外科勤務医会、日本人工関節学会、肩関節鏡研究会、日本脊椎脊髄病学会、日本脊椎インストゥルメンテーション学会、日本内視鏡低侵襲脊椎外科学会、股関節フォーラムとの連名にて「死体解剖保存法の運用の見直し、解釈の拡大」を求める提案を行った。厚生労働省による献体を含む医師の卒後教育の在り方に関する研究班にて平成 20 年度、平成 21 年度と cadaver training についての討議がなされているが、医療技術は日進月歩の進化を遂げており、これ以上の当問題に対する現状の放置は本邦医師の技術水準等国民医療の安全性におけるリスクを高める問題であるとし、特区提案を行った。提案に対し厚生労働省から平成 22 年 6 月 3 日付けで下記の回答が出された。
- 死体解剖保存法は、死体の解剖について、刑法第 35 条による業務として違法性が阻却されるための要件を明確化したものである。
 - 「解剖」とは、一般的に、生物体の一部または全部を解き開いて、その構造・各部分間の関連を探求することをいうものであり、医療技術研修等のための死体利用が「解剖」に当たると解することは困難であることから、御指摘の死体利用について、死体解剖保存法の解釈を変更することで対応することはできない。
 - したがって、御指摘の死体利用について、刑法第 190 条の死体損壊罪との関係を整理するためには法的措置が必要である。
 - 法的措置を講じるためには、当該死体利用に関する国民の合意が形成されている

ことが必要である。

- 現在実施中の研究（死体を利用した医療技術研修のニーズ等）の結果を踏まえ、提案の実現に向けて、平成 23 年度できるだけ早期に結論を得るべく、国民の合意形成の可能性について対応策を検討。

* 基本活動の実施体制

① 会員

正会員(個人) : 24 名 正会員(法人) : 1 法人 賛助会員 : 4 名

② 運営組織の見直し

当年度は WG 設置を必要とする活動はなく、設置しなかった。

2) 平成 22 年度臨時理事会の開催

日時 平成 23 年 3 月 11 日（金）～3 月 18 日（金）

※メーリングリストによる回議

審議事項

特定非営利活動法人 MERI Japan 理事長交代について

議案の審議

平成 23 年 4 月 1 日より理事長を糸満盛憲とし、蜂谷裕道は常務理事とする。

3) その他の事業

今年度は実施しなかった。

以上